

爲リ温和ニシテ且ツ富豪ナル狀ヲ審ニシ因テ我國事務取扱
ノ辭令ヲ傳ヘント欲シ外務ミニストルヘ引會ノ後之ヲフロ
リヘラルトヘ謀ルニ一身ノ榮譽アルヲ以テ勉勵職ヲ奉ス可
シト返答セリ是ニ於テ該辭令ヲ本人ヘ下達シ本月廿三日更
ニ外務ミニストルヘ向テ我國領事官ノ資格ヲ以テフロリヘ
ラルトヲ待遇アランヲ照會セリ然ルニ外務ミニストルハ
九月二日ヲ以テ回答スルニ本件ハ歐洲各國ノ通義ニ於テ日
本駐劄佛國公使ノ手ヲ經テ大君殿下ノ命令書ヲ本國外務省
ヘ送達シ之ヲフロリヘラルトヘ下附スルニ非レハ本人ヲ待
ツニ日本領事官ノ資格ヲ以テスルヲ得ス隨テ之ヲ各國領事
ヘモ通達スルヲ得サルモノトス故ニ急速該手續ヲ履行セラ
ル可シ然レモ日佛兩國ノ交誼ヲ重ニスルヲ以テ今日ヨリフ

ロリヘラルトヲシテ日本代領事ノ職名ヲ稱セシメラルト
モ外務ミニストルニ於テ敢テ支障スル所アル可ラスト因テ
日向守ハ九月四日郵書ヲ發シ之ヲ在江戸ノ委員ヘ照會セリ
八月前記横須賀寄場人足ノ被服ヲ制定シ其近傍ノ地方廳ヲ
シテ被服圖面白地木綿ノ法被ニシテ其背章ヲ黒餅トスヲ添ヘ所轄各村ヘ布達セ
シム其略ニ曰ク

該圖面ノ被服ヲ着ルモノハ製鐵所土木ニ使用スル寄場人
足タリ若シ看守ノ吏員附添ハス各村内ヲ徘徊セハ即チ越
獄者ナルヲ以テ人民ニ於テ直ニ捕縛シ急速横須賀寄場役
所ヘ申出ツ可シト
並ニ委員ハ土木起工ノ漸ク其期ニ近ツクヲ以テ前記代用ノ
會所ヲ廢シ別ニ會所ヲ假設ス可キモノトス因テ其廳中月費

ヲ金三十兩ト豫定シ本月以降勘定所ヨリ之ヲ領收ス
八月二十四日横濱製鐵所建築竣工ス委員小栗上野介以下之
ヲ檢視シ直ニ工作機械ノ据附ニ着手セシメ九月下旬ヲ期シ
テ之ヲ完成ス可キモノトス而シテ曩ニ工業材料購入トシテ
上海ヘ派遣セシ首長トロートルノ歸期モ亦九月下旬ニアリ
且ツ職工雇入順序其他各件規則書ノ如キモ過般トロートル
ノ制定セシニ就キ九月中工場ノ準備整頓セハ前記製鐵所起
立原案第一節第二節ニ據リ直ニ艦船修理ニ着手セントス然
ルニ委員數名交互其事務ヲ執ルハ錯雜ノ憂アルヲ以テ九
月十八日連署シテ專任官一員ヲ置カンコトヲ上請ス因テ幕府
ハ二十日在横濱ノ委員栗本瀬兵衛ヘ横濱製鐵所專任ヲ命シ
次テ十二月十日西丸留守居竹内下野守ヲ以テ之ニ充テ爾後

屢々其專任官ヲ更迭ス

九月十四日理事官柴田日向守ハ巴里ヲ發シ海軍所轄ノ比臘
的路利安^{ルリオン}其他各船廠及アンドレ製作所ヲ巡視シ其狀況ヲ探
究シテ我製鐵所設立ノ參考ト爲シ二十九日巴里ヘ歸ル

横濱表製鐵所之義ニ付申上候書付

製鐵所掛

横濱表製鐵所御取建之義去月十四日私共出張仕夫々出來
榮見分仕候處其後殘仕事迄も追々出來^ニ當月下旬頃
ニ者機械据付方等迄都而出來相成候積御座候就而者此程
鐵板爲御買上上海表^ニ罷越候佛人^{ロートル}義も當月ニ者
歸着^ニ直様御船御修復之方ニ取掛り候積最前申立置

且同人出帆前差出候御場所御雇可相成諸職工人數其外
規定書面之趣有之候間是迄御取建御普請等之御用柄共違
ひ都而永久之御用途ニ御座候處御取建御用掛之者ニ而其
儘取扱候而者自然御用向入狂ひ終ニ者混亂之弊出來不仕
共難申候間御場所向一手引請取扱候全任之者被仰付候ハ
、後來御便宜筋と奉存候依之此段申上候以上
丑九月

本村の製造局を左之如く區別なす

- 第一 鐵具鑄造局
- 第二 黃銅鑄造局
- 第三 鍛冶局

- 第四 總工局
- 第五 黃銅及銅製造局
- 第六 匠局
- 第七 庫
- 鐵具製造局ハ機械之諸部分を鑄造とる爲かり

- 歐人頭目 壹人
- 日本人頭目 壹人
- 職人 六人
- 但此職人を江戸ふ於て鑄工之内より撰むヘ
- 黃銅鑄造局を機械中小部之黃銅を鑄造する爲ニ備ふ
- 歐人 無之
- 日本人頭目 壹人

同職人 壹人

鍛冶局

歐人頭目 壹人

日本人全 壹人

職人 拾壹人

但當時雇ふ所の日本人等其業巧あるを以て留用
ゆへー

鋳工局

歐人 壹人

同職人 貳人

日本人頭目 壹人

全職人 拾五人

此者等ハ鋳工ニ用ひ且機械を清潔あす爲ふ備へー

黄銅及銅製造局

歐人頭目 壹人

歐人職人 五人

日本人頭目 壹人

日本職人 貳拾人

但内拾人ハ江戸ふ於て銅工之内より撰み其他拾人を
鍛冶職の内より撰らむるー

匠局

歐人頭目 壹人

日本人頭目 壹人

日本人職人 六人

但此日本人等ハ歐人頭目の指揮をうけ製造局ニ於而
蒸氣機械を備る木船を製作せしむへい

庫

庫の鍵を取持せる只壹個の日本人頭目者余ヲ免許を受彼
ふ諸具を請者ふ非ざる外を決而庫を開うさるへい此日本
人頭目を彼等ふ與へある諸品を算當し且庫を保護せる爲
ふ設くへい

日雇頭目 原本員數なし故ニ不記

日雇

六人

此者等ハ救火大氣筒ニ用ひ且此機械の用法を習熟せしめ
及び毎日此機械を清潔せしむ日雇頭目を一夜中失火の爲
ふ兼而此機械の準備しあるを卒業前ふ點檢し他日雇等を

日中を木及鐵等を運輸あす爲ふ用ひ且大氣筒を運轉せし
むるを爲ふ勉て強健ある者を撰むへい

夏時を朝六時半より業を初め冬を朝七時半より始む冬夏
共午前十一時より午後一時まで午餐のあと休業を以て午後
を冬夏共五時ふ卒業を

各製造局日本の頭目を毎朝業を始る前且午後一時ニ諸職
人等と呼集え且點檢ししむ故かく其期を誤る者ハ其日の
工を不與且三回左の如くの事件あらは差戻し再ひ用ひさ
るへい各製造局日本人頭目ハ五時卒業之後各彼の局中の
諸具を清潔ニあらしめ且毎夕其局の不清潔ある時を日本
の士官より譴責を與ふへい

日本人の各頭目者茶を煎或ハ冬を防く爲たりとも局中ふ

火を燃さる様着意とへー若日本の士官機械の鍛冶局及鑄造局の外ニ火を見る時と日本職人頭目を譴責とへー日本の士官毎夕諸局の戸を開あるを巡見一且戸を閉る前ニ鍛冶局の火悉く消あるを着意すへー

日本諸職人を悉く同様の服を着とへー又日本人頭目を袖端ニガロンを着とへーガロンを袴襟の如き物あり

諸日本職人頭目并職人共可成丈ヶ上等の者ニ而且若き者を採用すへー

栗本貞次郎

長田銑之助譯之

飯高平五郎

九月二十一日製鐵所敷地ノ開拓創業即チ内浦山地伐取ニ就キ委員以下臨監シ鉄入初ノ式ヲ行フ是ヲ横須賀製鐵所建築ノ起工トス

十月在巴理ノ軍艦頭取肥田濱五郎ハ曩ニ和蘭ニ在テ同國及英國各商社ヘ注文セシ工作機械ノ内九百七十四個ヲ横須賀製鐵所需用品トシテ首長ウエルニヘ引渡セリ初メ濱五郎ハ前記軍艦奉行ノ通達ニ據リ七月屬僚ヲ率ヒ和蘭ヲ發シ佛國ヘ到リ理事官柴田日向守ニ附屬事ヲ執リ且ツ和蘭及英國ニ於テ注文セシ工作機械ノ全部ヲ擧ケテ之ヲウエルニヘ引渡サンコヲ協議スウエルニハ其目錄ヲ閱シ裝鐵艦製造機械蘭名ハクセルフラックヲ除キ其他ハ悉皆製鐵所需用ニ適スルヲ以テ一々現品ヲ検査シ而後チ之ヲ受取ル可シト然ルニ該機械

ノ大半ハ和蘭ニ於テ既ニ船積ミセシヲ以テ今復タウエルニ
|| ヲシテ之ヲ検査セシムルハ更ニ機械ヲ陸揚ケシ其荷造
リヲ解キ検査後再ヒ之ヲ荷造リ船積ミシ及其運送船ヲ引留
井ニウエルニ|| 以下ヲシテ和蘭ヘ派出セシメサルヲ得ス果
シテ此等ノ手數ヲ爲スハ之カ爲メ費消ス可キ金額ハ機械
原價ノ半額ヲ超過シ到底冗費ニ屬スルヲ以テ濱五郎ハ該機
械製造ニ關涉ノ和蘭インゼニ|| ハ、テ、ウ井ツト及ロツタルダ
ム、クレチツト商社幹事ト共ニ其機械ノ完良ナルヲ保證シ以
テウエルニ|| ノ異議ナク之ヲ受取ランコトヲ協議ス然ルニウ
エルニ|| ハ固ク前議ヲ執テ聞カス曰若シ現品検査ヲ經ス之
ヲ受取リ横須賀到着ノ後チ異狀アルカ如キハ日本政府ヘ對
シ製鐵所首長ノ責ニ負クヲ奈何セント是ニ於テ日向守ハ既

ニ船積ミセシ機械ヲ舉テ盡ク我國ヘ輸送シ以テ他ノ工場ノ
需用ニ供ス可キモノトシテ而シテ其未タ船積ミセサル機械
個數九百七十四點ハウエルニ|| ノ検査ヲ經テ之ヲ引渡シ以
テ横須賀製鐵所ノ需用ニ充ツヘキモノトシ濱五郎ヲシテ其
手續ヲ履行セシメ本月十二日該引渡ヲ結了セリ其引渡セシ
分ノ注文條約書號數及品名個數價格ハ左ノ如シ

條約書號數	品名	個數
第一號ノ内	六噸カストームハーメル	一個
全	三噸力全	一
全	二噸力全	一
全	五百ポント力全	二
全	三百ポント力全	一

第二號ノ内	ストームアフスロイトル	九
第三號ノ内	フォンダーシーブライト及ホード	一式
第四號ノ内	グルーイオーフエン	四個
第五號ノ内	十五頓力アルムカラーン	一
全	十頓力全	二
全	六頓力全	一
第六號ノ内	フルチカールストームゲートル	二
全	ホリアンタールストームゲートル	一
第七號ノ内	アーンペールト	二四
第八號ノ内	アフブラースマシーネ	一
全	十馬力ストームマシーネ	一
第九號ノ内	鑄鐵ジュツベルスメツツ	一二

全	マントル及スコールステーン	一二
全	サールプロツケン	六
全	ケレードシカツベン 二十四對	八六四
全	ドレーブウエルキ	一
全	十四ドイム徑鐵管 百五十フット	一
全	オツプスターンデベイブカラン屬品	二四
第十號ノ内	三十頓力エイゼレンコーケルカラーン	一
第十一號ノ内	ボンス及スネーマシーネ	一
全	十頓力ハンドワール	一

總計注文品個數九百七十四

代價十八万八千六百二十五フランク六十四サンチム

但原價ハ五千八百九十二ポンド五及一萬九千三百四十
三ギユルデン八五ナルヲ貨幣取扱人フロリヘラルトノ

一 ポイントニ就キ二十五フランクヲサンチ及一ギユルデ
 シニ就キ二フランク十サンチ強ノ相場ヲ以テ佛貨ニ引
 直シ計出スル本文ノ如シ

十月是ヨリ先キ理事官柴田日向守及首長ウエルニハ前記
 製鐵所起立原案第六節ニ據リ其工業ニ要スル機械物品ノ注
 文方ヲ佛國海軍ミニストル及士官ヘ商議シ其取扱ヲ以テ本
 月十八日ヨリ二十日ニ至ルマテ製造ヲ條約スル工師商會并
 ニ品名價額及其輸出港マテノ運賃左ノ如シ

條約書號數	製造工師(商會)	品 種 及 員 數	價額及輸出港マテノ運賃
第一號	マツリン	レカーブハンク一組	二六、〇〇〇、〇 フラン
第二號	ゴトラン及フレール	木板削リ機械外二種	八、五三五、〇

第三號	ヘンリーデノロース	潜水機械外二種	二七、八八三、五〇
第四號	メスメール	平面削リ機械外三種	四四、四三〇、〇
第五號	テグーセ及ローレント	地質検査機械	二、二五〇、〇
第六號	ブーリエー	刃立テ機械	一、〇〇〇、〇
第七號	ヘーラン	圓鋸外三種	二、三三〇、〇
第八號	ヘルマン	ガラニート三個ヲ帶スル機械外一種	七四九、六五〇
第九號	ワラールエルヘル及フリーロー	エトリモール小面削リ機械外二十種	一四三、八三四、六五〇
第十號	クラバレート	四馬力トロイエ、アワホール外十七種	一三八、五六四、三五〇
第十一號	アンフエール	鍛冶工具外二種	八、一九七、〇
第十二號	ルテスタレ	唧筒外三種	一五、〇五七、一〇
第十三號	シヨワナルト	穿孔機械外二十六種	二一、八一〇、四二九
第十四號	ウオリユス	鑄鐵外九十八種	一一〇、九五八、三〇

第十五號	スナイトル	三十馬力汽機外五種	二九〇、一〇〇、〇
第十六號	ジニコムマ	ツニアフィルテ外十六種	八五八六九、〇
第十七號	ソートロイエ	木工機械外二種	二〇、六〇〇、〇

全上條約案ノ譯文摘要左ノ如シ
略 譯文原書ハ項日錯雜行文澗
アリ故ニ其主旨ノ在ル所ヲ摘録シ其條項ノ順次ヲ更
互シ以テ覽者ノ條約書大要ヲ會得スルニ便ナラシム

日本海軍横須賀製鐵所需用機械製造條約書

第一條 某機械ハ此條約書ニ附屬スル別紙注文圖案ノ通
リ製造ス可シ其製造ニ供スル材料ハ精良ナルモノヲ用
ヒ總テ龜略ノ取扱ヲ爲ス可カラサル事

第二條 機械製造ハ千八百六十六年四月三十日 我慶應二
六 日本輸送トシテマルセーユハーウル港ニ於テ船積ミ
シ得ラル可キ目的ヲ以テ三月三十日 我二月マテニ落成

セシム可キ事

第三條 機械製造中ハ巴里某街住居佛蘭西海軍アংশエ
ニヨール官日本横須賀製鐵所首長ウエルニ―氏又ハ其
代理者ノ検査ヲ受ク可キ事

第四條 機械落成セハ首長又ハ其代理者之ヲ檢閲シ即チ
現品製造所ニ於テ受取ル可キ事

第五條 機械落成受取ノ際現品へ正副圖面二葉 一ハ日向
ニ―府ヘ差出ス可キモノ一ハウエルヲ添へ組立ニ必要
ナル説明及寸法割合ヲ附記シ之ヲ首長ヘ差出ス可シ若
シ首長ヨリ更ニ基礎取設ケ方及使用方ノ記載ヲ需ムル
片ハ圖中餘白ヘ明瞭掲載シテ差出ス可キ事

第六條 機械落成受取ノ際其現品ハ此條約書ニ附屬スル

別紙注文圖案ノ通り完成セシヲ證スル爲メ首長又ハ其代理者ノ指揮ニ應シ運轉若シクハ使用方ノ試験ヲ爲ス可シ其試験ニ係ル費用ハ機械製造費ヲ以テ支辨ス可キ事

第七條 機械落成前條ノ運轉試験ヲ經テ愈々受取ヘシト確定セシ後製造者ニ於テ錆止メ塗油ヲ施シ堅牢ニ荷作シ其他海上運輸ノ諸手當ヲ爲シ首長ノ指揮ニ從ヒ四月三十日マテニ該品船積ミス可キマルセーユハーウル港ヘ送附ス可シ其輸出港ヘ送附ニ係ル運賃ハ機械製造費ヲ以テ支辨ス可キ事

第八條 機械輸出港ヘ送附方其期ヲ誤リ第二條四月三十日船積ミノ間ニ合ハサルモハ製造者ニ於テ更ニ之ヲ英

國倫敦府ヘ廻致シ該國運送船ヘ委托シテ橫濱港ヘ送附ス可シ其橫濱ヘ送附ニ係ル運賃及ヒ海上保險料ハ製造者ニ於テ取替ヘ支拂フ可キ事

第九條 機械ノ運賃及保險料ヲ前條ノ如キ場合ニ於テ製造者ノ取替ヘ支拂セシモハ追テ首長又ハ其代理者ノ證券ヲ受ケ之ヲ携帶シテ該運賃保險料ヲ日本政府ノ貨幣取扱人巴理府セントオーレ街第三百七十二號フロリヘラルト氏ヨリ受取ル可キ事

第十條 機械落成第二條ノ期限ヲ過キ尙ホ稽滯一箇月以上ニ及フモハ一日ニ就キ原價百分ノ二厘五毛ツ、差引ク可キ事

第十一條 機械落成ノ後全鉢又ハ一局部ニ於テ其製造ヲ

誤リ此條約書ニ附屬スル別紙注文圖案ニ差違スルハ製造者立會ノ上首長篤ト之ヲ檢閲シ果シテ使用ニ適スルヤ否ヲ審判シ然ル後チ其受否ヲ決定ス可キ事

第十二條 機械製造ヲ誤リ前條檢閲ノ手續ヲ經テ果シテ受取ル可カラサルモノト決定スルハ製造者一層注意シテ速ニ改造ス可シ其改造ニ係ル延期ハ四月三十日船積ミノ日ヲ以テ期限トス若シ其期限ヲ過クルハ第八條ノ運送順序第十條ノ減價方法ヲ履行ス可キ事

第十三條 機械受取ノ手續ヲ完了シ現品横須賀製鐵所ヘ到着ノ後チ初テ其製造上ニ誤リアリテ此條約書ニ附屬スル別紙注文圖案ト差違セルヲ發見シ之ヲ工業使用上ニ實試スルモ到底適用シ難キハ首長又ハ其代理者ノ

照議ニ因リ製造者ニ於テ改造ス可キ事

第十四條 機械製造代價ノ受取手續ハ首長又ハ其代理者ニ於テ現品及屬具マテ悉皆損傷ナク船積ミノマルセニハール港ヘ到着セシヲ確認スル後チ證券ヲ製造者ヘ附與スルヲ以テ之ヲ携帶シ第九條ニ掲クル日本政府ノ貨幣取扱人フロリヘアルト氏ヨリ受取ル可キ事

第十五條 此條約書正副二通ヲ調製シ諸氏署名等ニ係ル手續及費用ハ製造者ニ於テ負擔ス可キ事

第十六條 此條約書ヲ製造者ト取換ハセニ當リ其取扱方ハ身元引受人ニ於テ處分ス可キ事

巴理ニ於テ千八百六十五年

月 日

佛蘭西某地工師(商會)

某

巴理ニ於テ千八百六十五年 月 日

佛蘭西海軍機械點檢委員 某

巴理ニ於テ千八百六十五年 月 日

日本理事官 柴田日向守

巴理ニ於テ千八百六十五年 月 日

佛蘭西海軍アンジェニヨール日本海軍

横須賀製鐵所首長 ウエルニ

十月理事官柴田日向守ハ巴理ニ在テ横須賀製鐵所起立ニ關
スル諸件ヲ處分シ大略其綱領ヲ結了セシヲ以テ二十一日英
國倫敦ヘ至リ該國政府ヘ陸軍傳習其他ニ係ル我政府ノ使命
ヲ達シ次テ巴理ヘ歸ル日向守カ其倫敦ニ在ル日以爲ヲク本

年七月佛國ヘ到リシヨリ海軍ミニストル以下ノ款待ヲ受ケ
速ニ我國要求ノ諸件ヲ完結セシハ蓋シ在横濱佛國公使ロセ
ス氏ノ幹旋ニ原由スルモノナリト因テ二十八日郵書ヲ該公
使館書記官カシユンヘ寄セ謝意ヲ公使ヘ表セシメシト云フ
十一月理事官柴田日向守ハ既ニ前記我政府ノ使命ヲ英佛二
國ヘ達スルヲ以テ其復命トシテ將サニ歸途ニ上ラントス然
ルニ製鐵所諸職頭目工夫ノ雇入及機械物品ノ購買輸送等尙
ホ許多ノ取扱殘務アルニ就キ暫ク首長ウエルニヲ佛國ヘ
止メ其殘務ヲ處分シ然後我國ヘ渡航セシメント欲シ二十八
日該命令書ヲウエルニヘ授附ス因テ其雇入購買等ニ係ル
諸件ハウエルニ自己ノ署名ヲ以テ之ヲ條約シ之ヲ決行ス
ルヲ得セシメ并ニ其諸件ニ係ル經費ヲ佛貨百七十四萬フヲ

シクト豫定シ之ヲ貨幣取扱人フロリヘラルトヘ振込置ヲ以テ其支拂アルニ當リウエルニ——自己ハ勿論或ハ其代理者又ハ會計課長メルシエ——ヲシテ其證券ヲ以テ之ヲ受取ヲ得セシムルモノトス而シテ其前日即チ二十七日理事官所管ノ製鐵所經費墨哥銀貨三十七万弗ノ額内ヨリ佛貨百七十四万フランクヲフロリヘラルトヘ引繼キ前段受取人ヘ拂渡ノ手續ヲ爲サシメ結局ニ至リ仕上ケ勘定帳ヲ差出ス可キモノトシ之ヲフロリヘラルトヘ命令ス其金額支拂ノ預算科目ハ左ノ如シ

金額	支拂科目
佛貨九十八万フランク	製造條約スミ各種機械
全 三万フランク	蒸氣原機械

全 四万フランク	各種工具
全 三十万フランク	工業用鑛屬
全 二十七万フランク	機械運賃及雇佛人旅費
全 九万フランク	雇佛人船賃
全 七万フランク	雇佛人給料前借ノ分
合計佛貨百七十四万フランク	

十二月三日理事官柴田日向守ハ前記英佛二國ニ係ル使命ヲ完了シ其取扱殘務ヲ首長ウエルニ——ヘ委托セシヲ以テ屬僚并ニ軍艦頭取肥田濱五郎及其屬員ト副アシシエニヨール官建築課長レノオ頭目シエモン職工パスチャントヲ率ヒ佛京巴理ヲ發シ馬塞里港ニ至リ郵船ニ搭シ既ニ購入セシ工作機

械ヲ積入レ該港ヲ出發ス抑モ今回日向守カ惟リ建築部員ヲ從ヘテ歸途ニ就キ他ノ造船機械部員ヲ率ヒサル所以ハ製鐵所起立ニ方リ首トシテ需用スルモノハ土木ニ關スル技手ナレハナリ

十二月前記製鐵所敷地ニ係ル山地伐取ノ事業ハ既ニ八分ヲ了シ將サニ埋地ノ土臺及算盤木据附ト地杭切揃トニ着手セントス然ルニ該工業ハ退潮時間ニアラサレハ着手シ得サルヲ以テ夜中ト雖モ之ニ從事ス可キモノトシ二十一日委員ハ老中へ具狀シテ之ヲ執行ス而シテ前記雇佛人建築部員ノ來航漸ク其期ニ逼ルヲ以テ頗ル工事ヲ督促シ爲メニ土工ノ捗取ヲ得タリ翌年五月ウエルニ——來航ノ後チ我邦人ノ土工速成ヲ稱シ其狀ヲ佛國海軍卿へ報知セリト云フ

十二月首長ウエルニ——ハ既ニ製鐵所需用ノ機械ヲ各所ノ工師商會へ注文シ了ルト雖モ惟リ錨鎖ニ至テハ品位純良ノモノヲ商賈ヨリ得カタク且ツ其形狀尺度ニ於テモ海軍成規ノ在ル有ルヲ以テ我代領事フロリヘラルトヘ照會シ領事カ佛國海軍卿ノ特許ヲ得テ之ヲ土命船廠ヨリ購入シ我機械運搬取扱人ア、ウエルニ——へ依托シ翌年三月馬塞里發ノ運送船へ搭載シ以テ横須賀へ送附セント要求ス且ツ曰フ該件果シテ海軍卿之ヲ許可セハ我製鐵所ニ於テ佛國海軍成規ノ錨鎖ヲ製造シ出スヲ以テ他日佛艦東航ノ際若シ該品急需ヲ要スルカ如キコアルモ之ヲ我製鐵所ヨリ購取シ得ル便アル可シト

慶應二年十月横須賀横濱兩製鐵所ニ服務セル該人員ヲ

調査スルニ其職務姓名給額等ハ左ノ如シ

職務	姓名	給額	雇入年月日
首長	フランツワー、レヲンスウエル ニー	年俸 壹万弗	慶應元年七月十二日
醫官	ポール、アメデー、リュドローフ、 サバチエー	同 五千弗	同 十月十四日
機械課長	フェルジナン、ノヘルゴートラ ン	給月 四百弗	同 十月廿一日
建築課長	ルイ、フェリツクス、フロラン	同	同 七月廿三日
會計課長	ピエル、ルイ、メルシエー	同 貳百七拾弗	同 十月朔日
製圖課長	ルイ、メラング	同 貳百貳拾五弗	同 九月十三日
書記官	某モンユルヒエー	同 九拾弗	十一月五日
鍊鐵頭目	マチユラン、シヨセフル、トロテ ル	同 百五拾弗	同 二年二月十六日
鑄造頭目	ピエル、ハレル	同	同 元年十二月十三日
製罐頭目	フェルジナン、ヒリツブダヒス	俸月 百五拾弗	同 二年正月廿三日

左官	同	ジャツク、ジュモン	同 百四拾弗	同 元年十一月廿六日
艦鑿	同	ヨープレース、ギルマン	同 百三拾弗	同 十二月廿七日
船工	同	カブリエル、レヲスチツク	同 百貳拾弗	同 二年正月廿九日
製網	同	アルホンス、エリツリン	同 九拾弗	同 二月十六日
製帆	同	アルプレート、ヒラール	同	同 二月十六日
運用方	同	アントアンス、リシヨニー	同 八拾弗	同 元年十二月三日
左官	同	ビクトル、ユード	同 七拾五弗	同 二年三月朔日
石工	同	テヲドルアンケチール	同	同 三月朔日
機械副同	同	フェリツクス、マンジュ	同 百弗	同 正月元日
築造掛製圖職	同	某デス、バーキユ	同 百三拾弗	同 九月十二日
倉密掛	同	某ボエル	同 百弗	同 元年十二月十六日
製罐職	同	フランツワー、ハンリーコンス タン	同	同 二年二月十六日

製 罐 職	製 圖 職	船 工 兼 製 圖 職	鑪 鑿 職	同	同	整 飾 職	鍊 鐵 職	同	鑄 造 職	同
ジャン、ルエラー	ジャンパプチスト、ショーフレ	エドモン、オーギュスト、パスチヤン	ミツシエル、シヤツペ	ジュリヤン、クレヌ	イポリット、アントアンヌ、パスン	ガフリエル、ケルドラウン	ジャン、フランソワ、サラン	ジェルマン、ミツシヨ	フランソワ、ジョセツフ、プロン	ジェローム、ジョセフ、クリボー
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
九拾弗	七拾五弗									
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二月四日	同元年十二月十六日	同十二月三日	同二年二月十六日	同二月十六日	同三月朔日	同三月朔日	同二月十六日	同二月十六日	同三月朔日	同三月朔日

摸 型 職	製 罐 職	同	同	警 査 掛	船 工 職	填 隙 職	水 潜 職	小 使
某ミツシエル	ビクトル、スーデー	プロスベル、フロツク	ジョゼツフ、ジャンコラー	ギヨーム、マルタン	オーギユスト、アルモンデニエール	ギヨーム、マリーゴルドネー	ジャン、フランソワ、マリー、ボン	某ドレル
同	俸月 七拾五弗	同	同	同 六拾弗	同	同	同	同
同 三月朔日	同 二月四日	同 三月朔日	同 三月朔日	同 二月廿三日	同 元年十月八日	同 二年正月廿九日	同 正月廿九日	同 六月廿一日

總計四拾三員

此表中職員之外雇入佛人他ノ書類ニ記載アリシ者ヲ以テ其職務姓名給額等ヲ左ニ補入ス

慶應元乙丑年正月三十日横濱碇泊佛國軍艦セミヲミ

ス號乘員海軍一等カルチエメートルウエツトラ横濱製

鐵所總整工場頭目月給百五十弗ニ雇入ヲ條約シ

五月二十五日佛國アンドレ製作所機械工メーグルヲ横

濱製鐵所總職頭目月給七十五弗ニ雇入ヲ條約セリ是亦前乘

員雇入レノ類ナルヘキカ

十月朔日土倫水路局建築科土木技師レノヲ建築課長

月給四百弗ニ雇入ル

是ヨリ後ノ文ハ某氏ノ手書ニシテ前文ト重複スル者有

リト雖モ多少異同アルカ故ニ參照ニ供センカ爲メ爰ニ

附記ス

横濱製鐵所 二之事件アリ

其一日本在所ノ及異國ノ舟船ヲ修復スヘシ又職人ヲ習熟

セシムヘシ

其開之也甚難シ佛國海軍士官之助ヲ不得ハ成ヲサルヘシ

且諸品海軍武庫ヨリ出ヘシ又ハ在留商人所有之品ヲ買テ

事ヲナスヘシ

此建場所山手ヲヨシトス若政府別ニ好處ヲ得ハ是モ亦不

惡

山手ニ建ルニハ山脚ヲ鑑平セサルヲ不得此間數五十ナリ

間口百二十メートル興行三十五メートル其前之河岸石ヲ

疊テ作スヘシ其地所石塀是ヲ圍ムヘシ門壹ヶ所繪圖ニヨ

ルヘシ

三件是圖ニヨルヘシ

日本人未習之間先ツ佛人一人ヲ立テ主トス其人物海軍ノ
「船具」ノ「明了」ナラサルヘカラス其人物タルニ「吟味」ス
ヘシ

其一ハ蒸氣家二人アルヘシ

船工一人但棟梁ナリ其餘佛軍艦ヨリ職人政府ノ需ニ應シ
出スヘシ

日本職人其初少シク用ユヘシ其熟ニ順ヒ逐々増加スルヲ
ヨシトス可成日本職人其業ノ近キ者ヨリ取ルヘシ凡數邦
人異人共百ニ至ルヘシ

其別ハ アユステル 三十人 罐主 二十人 船工 十二人

鍛工 十二人 指物師八人 帆縫 四人

桁柱大工兩人 人足 十四人

勘定部ハ邦士主ルナルヘシ併朝職人入ヲ調ル節ハ佛人立
合ヘシ

佛之工人頭額ニ從ヒ其職任ヲ命ス

次官邦人ニ稟シ日本職人之佳惡ヲ論白スルヲ得ヘシ

需品ヲ買フ「主官」ノ指示ニ從ヒ邦官是ヲ求ムヘシ

既ニ求ルノ後主官ニ示シテ品之佳惡ヲ辨ス主庫司アリテ

是ヲ書記シ庫中ニ藏ス

若佛人下官其所求之品ヲ不用他ノ劣品ヲ用ヒハ是ヲ主官

ニ訴フヘシ主官之ヲ罰ス

若佛下官邦官ニ出テ此度何號船ヲ修スルニ就キ所需之品

ヲ求ハ許ス「主官」ヲ得若可疑ハ主官ニ告ク

製鐵機械毎月晦ニ調フヘシ船ノ修復二ノ仕方アリ邦人其

船ニ行テ事ヲ執ルアリ又製鐵所ニ於テ事ヲ執ルアリ
若邦船異船作事ヲ求メハ船主ヨリ主官ニ告クヘシ主官後
ニ之ヲ邦官ニ告ク

修船ナク職人閑ナレハ新造ノ器ヲ製ス其品ハ錨鎖ナリ
邦職人閑ナレハ其習熟ニ順ヒ逐々難爲之業ヲ執ラシム
ンバツテ一ラ蒸氣機械等ナリ

其内ニハ横須賀ニ用ユル處ノ諸具ヲ製ス可シ
若多事ニノ即其求ニ應スルヲ不得節ハ邦官ニ告クヘシ
諸事繪圖ヲ見ハ了然タラン

横須賀製鐵所

佛主官一人總裁	同介一人	但シ蒸氣ヲ主ル	ドック主官一人
計官一人	船工一人		同下職 兩人

穿孔職工一人	同下職一人	前肌カイ	一人
--------	-------	------	----

同下職一人	運送頭一人	同下職	一人
-------	-------	-----	----

アジュステル鐵工三人	下職 八人	鍛冶頭	一人
------------	-------	-----	----

下職四人	釜師 一人	下職	四人
------	-------	----	----

鑄師一人	下職 三人	ドック棟梁	一人
------	-------	-------	----

下職三人	主簿 一人	下職	三人
------	-------	----	----

メ佛人三十四人

右輩極等之者佛工廠ヨリ吟味シテ撰ヘシ四年ヲ以テ期ト
ス但一年ニノ其佳惡ヲ糺シ或ハ放逐其乞ニ從フ

其次之三官共飛脚船之上ノ下ニ乗スヘシ 七百枚位

諸棟梁下棟梁ハ佛國商船ニ便船スヘシ但御注文機械ト同
載ス